

長沼建一郎著

## 『個人年金保険の研究』

評者：畠中 亨

本書は個人年金保険という年金スキームのうち、個人の自由意思により加入する私的年金、その中でも民間金融機関および保険会社が提供する個人年金保険にクローズアップしたものである。個人年金の中にも商品種類により、多岐にわたる相違点があり、それぞれの性質について、あるいは公的年金や企業年金との相対的な位置づけについて分析がなされている。

社会保障研究者や政府関係者の中で、本書が対象とする個人年金を含めた民間保険による年金が強く意識に上るようになったのは、おそらく1990年代頃からはないだろうか。当時、ローレンス・コトリコフらによる米国での世代間格差論が、大きく注目を集めた。公的年金の「支払い」（＝保険料拠出や税負担）と「受け取り」（＝年金給付）を世代別に比較したとき、高齢層では「受け取り」が、若年・中年層では「支払い」が超過するという指摘である。その後、日本にも同様の研究手法が輸入され、やはり同様の指摘がなされた。そして、「支払い」と「受け取り」が釣り合わない公的年金は「フェア」ではなく、民間保険のように保険原理に基づく「フェア」な制度設計に近づけるべきであるとする主張が展開されていた。こうした主張に対して、社会保険は公的な保険である

のだから、民間保険のような保険原理を重視する必要はないといった反論がなされた。また、社会保障の一部としての年金制度や医療保障制度が、社会保険の手法で運営されること自体への批判も展開された。社会保険に関連した「保険」を題材とする研究は、このように規範的／記述的要素が入り乱れており、混迷している。そうした状況にある中で、本書の個人年金保険に関する研究は、まず現実に取り引されている年金商品を記述的に分析するという手法がとられている。

\*

以下、おおまかに本書の構成と内容を紹介する。「プロローグ」および1章「問題の所在と本書の構成」では、本書の基本的な問題設定が述べられている。近年の公的年金の縮減傾向を補完するものとして私的年金を、税制優遇を活用しつつ拡大するべきとする議論が強くみられる。しかし、そうした議論の中で疑問と感じられる点、十分に議論が尽くされていないと感じられる点を挙げ、それらを改めて検討することが本書の課題とされている。論点とされているのは、個人年金（私的年金）の概念規定、個人年金の利用状況、終身年金に関する事実認識、税制優遇の論拠の4点である。

2章「個人年金保険の概要」は、日本生命『年金保険（2012年有配当）約款』、同『ご契約のしおり（2014年10月改訂）』を基本資料として、現実に販売されている個人年金商品の契約の仕組みを細やかに確認・分析している。微に入り細を穿つここでの分析は、やや冗長ともとれる印象を与える。しかし、社会保障と関連性を持つ保険に関する議論は、先述のとおり、記述的な要素と規範的な要素が混濁されがちである。現実に販売されている個人年金商品を題材として、事実を精査するというスタンスに本書のユニークさがあり、この確認作業は後

の章の議論において不可欠な土台となる。

たとえば、被保険者が死亡するまで給付が続く終身年金は、民間の保険会社では引き受けられないといった説明がなされることがある。たしかに、日本生命では現在、終身年金の新規契約を受け付けていないが、過去には契約を受け付けていた。また、保険給付開始以前であれば、給付期間の限られた確定年金の契約を、終身年金に変更することが現在でも可能となっている。したがって、民間の保険会社が終身年金に対して消極的であるという事実はあるが、引き受けは不可能ではないということが確認されている。また、個人年金保険の保有契約件数や保険料積立金の規模についても、統計データにもとづき確認している。個人年金保険の規模は個人保険と比較しても、「普及していない」と言えるほど小規模ではないことが確かめられている。

3章「個人年金保険の商品性とその位相」では、個人年金保険の契約の性質を、積み上げ過程、払い出し過程、保険事故の3つの段階に分けて、それぞれに分析している。保険料を払い込む積み上げ過程でも、保険給付として年金の支払いがなされる払い出し過程においても、契約の途中解約による取り崩しや、一括払いが認められている。支給開始年齢についても、その年齢が柔軟に設定可能であり、また適宜変更も可能である。これらの事実は、保険商品にとって本質的であるはずの保険事故の位置づけが、現実に取りえられる個人年金保険では曖昧となっていることを意味する。ただし、税制優遇の要件として、保険料払い込み期間が10年以上、年金支払開始日が60歳以上、年金支払期間が10年以上などの要件が定められている。そのため多少の保険としての性質は担保されているものの、貯蓄との強い類似性を持つことが示されている。このことは、公私の役割分担に関す

る議論においても、個人年金保険は公的年金を単純に置き換えることが可能であるのかといった疑問を生じさせる。

4章「『長生きリスク』と終身年金」は、「長生きリスク」に対応するはずの終身年金が「過小需要」となっていることについて検討されている。「長生きリスク」とは、自身が予想以上に長生きすることにより、老後生活費が不足することを指す。このリスクに対応する合理性を有するはずの終身年金が、十分に普及していない理由として一般に挙げられるのが、逆選択の問題である。逆選択とは、自覚的にリスクが高いものが当該リスクに対応する保険を積極的に購入し、リスクの低いものが保険購入に消極的となることで、保険者の予想を超えて保険事故が発生することである。こうした逆選択は、被保険者個々人のリスクについて、保険者より被保険者の方がより多く情報を持つという、情報の非対称性が生じていることを前提としている。逆選択を恐れる保険者は保険料を高め設定し、結果として市場が成立しなくなると予想される。

しかし、先にみたように実際の個人年金保険商品は、保険契約時に給付期間の限られた確定年金として契約し、保険給付開始前までに終身年金に変更可能とする形態をとっている。保険給付開始時点では、保険契約時より年齢が上がっているため被保険者がより自身の余命を予想しやすく、逆選択は強く働くはずである。それにもかかわらず、終身年金が提供され続けているということは、市場は成立していることを意味する。本書では、逆選択論に代わる終身年金があまり選択されないことの論拠として、保険料が高額となっていることを挙げている。同じ支払期間、同じ年金額であれば、「没収」リスクのあるトンチン型の終身年金は、決められた期間内の死亡に対して原資の保障が付く確定

年金よりも、保険料は安くなる。しかし、終身年金は一般に普及している10年確定年金よりも保険給付期間が長くなるため、結果として保険料は高額となってしまふ。「没収」リスクと合わせて割高に感じられることが、その要因であると考察している。

5章「個人年金保険／私的年金に対する税制優遇の論拠」では個人年金保険の税制優遇に対する論拠付けが、6章「個人年金保険／私的年金に対する税制優遇の要件と方法」では、前章で措定した論拠に対応する税制優遇の具体的方法が、検討されている。私的年金への税制優遇の論拠として一般に説明されるのは、「自助努力を推奨・支援するため」といったものであるが、スローガンのであり十分な論拠となっていない。現行の所得税に適用される個人年金保険料控除についても、それが最大4万円という少額ではあるものの、明快な論拠付けがなされているわけではない。公的年金が縮減傾向にあるため、私的年金加入のインセンティブを与える必要がある、といった説明がなされることもある。しかし、逆再分配となりかねないこと、「消極的な」給付である税制優遇は、財政状況が厳しいために公的年金が縮減されていることと整合性を欠くことなどから、公的年金の補完という論拠は単純に正当化されない。ただし、公的年金の制度改正が特に中・高所得者層の年金を削減する方向に進んでいる場合、その代替措置として私的年金を優遇することはあり得る。

本書では自助努力支援、公的年金の補完とは異なる、個人年金保険／私的年金を優遇する論拠として、「自己選択の実現」と「分離均衡の追求」を挙げている。「自己選択の実現」とは、老後保障に必要とする水準は各人で異なるという前提に立ち、給付の水準が制度により固定された社会保険では不足する部分を、自己選択により補完できるようにするというものである。

「分離均衡の追求」とは、一定の制約と税制優遇をセットで提示することで、個々人の私的年金商品への加入判断に、適切な機会を提供するというものである。特に汎用性の高い貯蓄に比べて制約の多い年金保険に、税制メリットを付与することで需要を喚起することを目的とする。

そしてこれらの論拠は、税制優遇の対象をトンチン型の終身年金に限定することでより整合的となる。「没収」リスクのあるトンチン型の年金は、「富裕層」や「余裕のある層」にとっては受け入れ難い。資産が少ない、扶養してくれる家族もいない者にとってこそ、トンチン型年金による老後保障の意義が見出される。このような層こそ税制優遇による支援をするに値すると論じている。私的年金の優遇の対象については、公的年金の支給開始年齢までの「つなぎ」機能を重視するか、公的年金給付水準の不足分を補う「上乘せ」機能を重視するかといった議論が従来からある。上記のような論拠に立つならば「上乘せ」機能を重視すべきという結論となる。その他、税制優遇の具体的な方法について議論が展開されている。

7章「トンチン型終身年金の今日的な意義」では、トンチン型の終身年金が今日的な意味で再評価に値する理由として、人口動態の変化、世帯構成の変化、後期高齢期の費用の増加の3つが挙げられている。日本の近年の長寿化は、前期高齢者の段階で死亡する確率が減少することにより達成されており、死亡年齢の分散が小さくなっている。年金がほとんどもらえず死亡する短命リスクが減少するのであれば、トンチン型終身年金は国民にとって受け入れやすくなるだろう。また、昨今増加している独居や相続人がおらず遺産動機がない高齢者世帯にとって、トンチン型終身年金による費用準備は合理的なものである。さらに後期高齢期の医療・介護サービスの利用者負担の増加傾向も、トンチ

ン型終身年金へのニーズを増すことにつながると考えられる。

終章「総括に代えて——個人年金保険と日本の社会保障」では、本書を通して行った私的年金についての分析・検討内容を踏まえた、公的年金や社会保障全般、公私の役割分担について著者の考えが述べられている。日本の年金保険をはじめ生命保険商品は、貯蓄性が高いことがみとれる。日本では保険という仕組みが十分に理解されておらず、貯蓄的な仕組みに引き寄せて受け止められている。そのため社会保険についても、その中核部分にある保険の意味合いが理解されていないが、貯蓄スキームだけでは全ての問題に対応できるわけではない。また公私の役割分担については、財政制約とは別の、社会保険と私的保険がそれぞれ対応するリスクの差異という観点から論理が示されている。近代的な保険モデルが想定する均質なリスク空間が成立し得なくなった、ポスト近代社会において、生活リスクに対応する国民のニーズを確定することは難しくなっている。個々人の持つ生活リスクは「デコボコ」であり、社会保障制度が一律にカバーする範囲や保障水準が、ちょうど当てはまるとは限らず、そこに私的な保険の存在価値があると論じている。

\*

本書の独創性は、現実に販売されている個人年金保険の商品を、丹念に分析することを基礎としている点にある。契約途中で契約内容変更や、解約、一括払いが可能であること、保証期間の有無により契約の性質が大きく異なることなど、実務上の問題と片づけられてしまいがちな事柄の中に、個人年金をはじめ私的年金の商品的性格を理解する上で、無視し得ない事実が隠されていることが提示されている。そうした事実認識をもとに、個人年金保険の商品の強い貯蓄類似性、トンチン型終身年金があまり普及

しない理由は保険料の高さにあること、トンチン型終身年金こそ税制優遇の対象としてふさわしいことなど、本書で示された見解は新鮮である。

その一方で、まだ検討の余地が残されていると思える個所も存在する。第1に、終身年金が「あまり普及していない」理由の分析についてである。確定年金と終身年金を比較した点に本書の意義は見出せるが、本書で述べられている保険料の割高さは、否定されている逆選択のロジックでも説明可能である。また、新規契約を取りやめている点など、保険会社が終身年金の取り扱いに消極的であることは間違いない。需要側の視点だけでなく、供給側の視点からの分析も必要ではないか。

第2に、税制優遇の対象としてふさわしい、トンチン型終身年金の対象として想定される、老後の資産が少なく、扶養される家族もいない層についても、それが具体的にどの程度の厚みを持つのかについて明らかでない。現行の公的年金の保険料負担が高額となっていることを考慮すると、追加的に私的年金のための拠出を行える層は、結局、高所得層となってしまう可能性が高いのではないだろうか。そしてこれは、1点目の終身年金が「あまり普及していない」理由の一つにもなっている可能性が高い。また、国民年金基金など準公的年金や、企業年金との関係性についても検討する必要があるだろう。

本書でも述べられているように、税制優遇は「消極的な給付」である。公私の役割分担については、公的年金の政策と歩調を合わせなければ結論は出せないのではないか。本書において、公的年金の給付削減が中・高所得者層を中心に行われているのであれば、その代替として私的年金へ税制優遇することは容認され得としている。だが、現実の公的年金給付削減は、マクロ経済スライドによる給付削減が、基礎年

金部分に対してより大幅に適用される見通しとなっているなど、低所得者層中心に行われようとしている。

公私の役割分担において、著者が主張する私的年金の役割は、個人が持つ多様なリスクに対して、自己選択の可能性を個人に与えることで対応するという点にある。しかし、厚生年金適用の有無が正規雇用と非正規雇用を分離する、一つのフラグとして機能しているように、個人が持つリスクの多様さは、一部において公的年金をはじめとする社会保障制度の構造や、その改革方針によって助長されているのではないだろうか。社会保障は、いわばリスク社会の「被害者」としてだけでなく、「加害者」としての側面も合わせ持っている。それは社会保障だけでなく、私的保険への規制や税制優遇のあり方にも、そのような側面を持つことは、十分に考えられる。

個人々のリスクの多様化という現象を、公私それぞれの生活保障の仕組みから、外在的にのみとらえる認識は、結果としてそうした現象の拡張を容認することにつながりかねないと懸念される。もちろん本書においても、社会保障の役割が一概に限界に達しているとするのではなく、制度に柔軟性を持たせるなど、公私の役割

分担には選択肢があると述べられている。その多様な選択肢をさらに精査していくためには、以上述べたようなリスク社会の変化と、社会保障や私的保険の相互関係を、改めて読み解いてゆく必要があると考えられるのである。

冒頭で述べた、社会保障や民間保険における「保険」の位置づけに関する議論は、そこで用いられる概念規定や認識が十分に精査されないまま展開されたため、議論はすれ違いを重ね、近年では下火となってしまったように見受けられる。そのような不確かな概念規定や認識を実証的に確かめ改めていく作業は、一見、遠回りとみえる。しかしそれは、リスク社会に対処可能な、社会保障制度と民間保険の再構築を確実に歩を進めるために、避けて通れない作業となるはずである。本書の分析は、正にその第一歩として位置づけることができる。上記に述べた「検討の余地」は、そのような着実な取り組みにより開かれた、著者のみならず社会保障研究者全般にとっての次なる課題である。

(長沼建一郎著『個人年金保険の研究』法律文化社、2015年4月、vii+197頁、2,800円+税)  
(はたなか・とおる 元大原社会問題研究所兼任研究員・帝京平成大学地域医療学部助教)